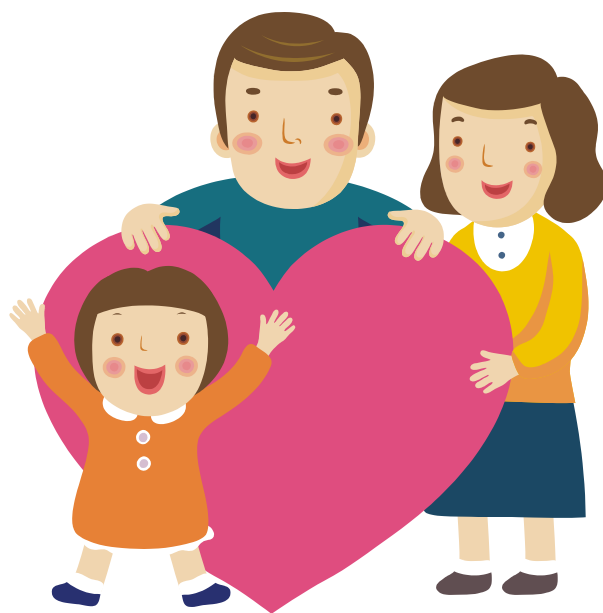


先着順

住宅用地分譲のご案内
(三島はなみずき団地)
(三島中央団地)



長岡地域土地開発公社

三島はなみずき団地・三島中央団地 売却要項

長岡地域土地開発公社が所有する上岩井地内の三島はなみずき団地、吉崎地内の三島中央団地分譲地を、以下の要領で売却します。

■ 申 込 受 付 時 間

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※土、日曜日及び祝祭日は除きます。

■ 申 込 資 格

個人又は法人が申込資格者となります。ただし次に該当する者は申し込みできません。

○ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

- ① 成年被後見人
- ② 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ③ 破産者で復権を得ない者

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者又は次の①から⑥までのいずれかに該当する者

- ① 暴力団又は暴力団員が事業の経営に実質的に関与していると認められる者
- ② 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ③ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ⑤ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の支配人を含む。⑥において同じ。）が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- ⑥ 法人であって、その役員のうちに暴力団員又は③若しくは④のいずれかに該当する者があるもの

■ 申 込 条 件

共有による申し込み、法人の申込みも可能です。

※共有による申込みの場合、別に定める「土地買受申込書」に共有持分割合を記載してください。

■ 申 込 先（問い合わせ先）

長岡地域土地開発公社財産マネジメント課

〒940-0062 長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト6階

（長岡市役所財産マネジメント課内）

電話：0258-39-2211 メール：f-management@city.nagaoka.lg.jp

※買受申込みのための書類提出のみ、三島支所地域振興・市民生活課でも受付けます。

■ 申 込 方 法

申込者は、別に定める「土地買受申込書」及び「誓約書」に住民票の世帯全員の謄本又は法人登記簿謄本（1通）を添えて、上記申込先に直接申込書を持参するか郵送してください。

※電話による申し込みは受付けません。

※事前にお電話で詳細をご確認のうえ、申込み（持参・郵送）をお願いします。

※申込書類には印鑑（実印）を押印ください。

■ 売 却 地、面 積 お よ び 価 格

「三島はなみずき団地 区画図・土地分譲価格表」「三島中央団地 分譲概要」のとおり

■ 売 却 の 方 法 に つ い て

適正な「土地買受申込書」の受理後、速やかに買受申込み者を買受人と決定し、売却します。

なお、買受人が買受けを辞退する場合は買受人と決定した日の翌日から3日以内に届け出ることとし、それ以降は辞退できないものとします。

■ 売 買 契 約 に つ い て

- ① 買受人として決定した方については、買受人を決定した日の翌日から14日以内に長岡市財産マネジメント課において、契約の締結を行います。
- ② 土地売買契約書貼付用の収入印紙が必要となります。（この費用は、買受人の方から負担いただきます。）

■ 土 地 代 金 の 納 入 に つ い て

土地代金の納入は、全額一括納入とします。（振込手数料は買受人負担）

納入期限：土地売買契約を締結した日から30日以内

なお、30日目が土日の場合は翌営業日となります。

（延滞金は、納入期限の翌日から納入日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算）

■ 所有権の移転登記

売却土地の所有権移転登記は、土地代金納入後速やかに長岡地域土地開発公社において手続きします。

(登記には登録免許税が必要となります。この費用は買受人の方から負担いただきます。)

■ 土地の引渡しについて

移転登記完了後に、売却土地の引渡しを行います。その際に登記完了証をお渡しします。

■ その他

- 1 住宅地としての環境を高度に維持増進するため、建築物の敷地、位置、構造、形態、意匠等についての「みしま中央地区計画」を厳守していただきます。

なお、建築工事に着手する日の30日前までに、長岡市建築・開発審査課へ届け出ることが必要となります。

- 2 現状有姿で売却しますので、区画内に工作物等があり、支障となる場合は、買受人の負担で撤去していただきます。区画内に植えてあるはなみずきの木も同様です。
- 3 分譲地には、次とおり都市計画法上の制限があります。

用途地域：第一種中高層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率150%

用途地域：第二種住居地域 建ぺい率60% 容積率200%

- 4 分譲地には、都市ガス・公営水道・公共下水・道路（アスファルト舗装）が整備されています。

なお、都市ガス・水道・公共污水ます等の移設が必要な場合は、買受人の負担で行ってください。

- 5 一部区画には電柱、支線および消火栓が設置されています。これら電柱等の位置を変更することはできません。

- 6 三島はなみずき団地から、

①公共施設：長岡市三島支所まで徒歩約5分、みしま体育館まで徒歩約6分

②学 校 等：子育ての駅もりもりまで徒歩約3分 みしま中央こども園まで徒歩約4分
脇野町小学校まで徒歩約17分、三島中学校まで徒歩約15分

③交 通：三島支所前バス停まで徒歩約5分、長岡駅まで車で約18分
長岡北スマートIC・長岡北流通産業団地まで車で約6分
長岡ICまで車で約15分

④イベント：8月中旬 三島まつり・全日本丸太早切選手権大会会場のみしま体育館まで徒歩約6分

11月3日 みしま産業まつり会場のみしま会館まで徒歩約5分

- 7 積雪には道路除雪で対応しています。

- 8 分譲地は、従前地の田に建設発生土等で埋立て、山砂を敷いて転圧する一般的な造成を行っています。そのため、購入された方において住宅や外構部分の地盤改良を行っているところがほとんどです。
- 9 その他、不明な点については、申込先（問い合わせ先）までお問い合わせください。

長 岡 地 域 土 地 開 発 公 社